



## 意見書

### 1. 基地局計画等の実施に関わる要望

本訓令案における シ 基地局等の配置計画等の(ア)～(カ)項は、全国事業者が開設する特定基地局における開設計画とはほぼ同等な内容への変更です。

この変更の趣旨を実現する為には、免許主体についても免許後、地域 BWA 事業者の基地局配備が計画通りに進捗しているかについて、全国事業者の特定基地局に係る四半期報告に準じた定期的な報告義務も必要と考え、追加項目案(キ)項に示す進捗確認を要望致します。

上記と連携し、今後の既存地域 BWA 事業者の再免許についても、訓令案 シ-(ア)～(カ)項の厳格運用に加え、追加項目案(キ)項に示す案を追加することを要望致します。

#### 追加項目案

(キ) 基地局等の配置計画等の(ア)～(カ)項について、進捗を半期毎に確認し、履行が十分でないと判断した場合には、新たな免許交付を行わない事とする

### 2. 申請受付終了時期の明確化

地域 BWA の申請については、申請受付開始時期と併せて、申請受付終了時期を 2014 年末までと定めることを要望致します。

本訓令案は、全国事業者が相当数開設する特定基地局における開設計画とはほぼ同等な内容であり、一般的に全国事業者の特定基地局における開設計画の認定申請期間は 1ヶ月以上とされ(※)、概ね 40 日程度です。また、全国事業者の全国一括申請に対して地域 BWA 帯域は市区町村レベルであり、規模等を考慮すれば申請受付期間は 3ヶ月以内であれば十分と考えます。

※電波法第 27 条の 13 より

以上